

農業振興地域整備計画全体見直しに係る地域説明会資料

令和8年10月 恩納村 農林水産課

■はじめに

本村は、昭和49年度に「農業振興地域の整備に関する法律」に基づき、「農業振興地域」の指定を受け、昭和51年度に「農業振興地域整備計画」を策定しました。

農業の振興発展や集落環境の整備のため、以後7回の計画見直しを行いました。

今回の総合見直しは前回(令和5年度)の変更計画を受け、その後の社会情勢や地域社会の変化等を踏まえて策定するものです。

※農業振興地域（農振地域）

「農業振興地域」とは、農業の健全な発展と国土資源の合理的利用の見地から、自然的・経済的・社会的諸条件を考慮して、総合的に農業の振興を図るべき地域をいいます。

そのなかで、「農用地区域」は、今後おおむね10年以上にわたり農用地等(農地・採草放牧地・土地改良施設用地・農業用施設用地)として利用すべき一団の区域として設定され、ほ場整備や農道整備、かんがい施設や農業近代化施設整備などの補助事業の導入が可能となります。

■農用地区域の除外にあたって

今回の全体見直しは地権者や地域社会の土地需要の変動等に伴い、農用地区域の除外を含めた計画となります。しかし、農用地区域の除外が必要な場合においても「周辺土地利用との整合性を重視し、慎重に行う」べきものであるとされています。

なお、「農業振興地域の整備に関する法律」によれば、農用地区域から除外するためには次の6つの要件の全てを満たす場合に限り、除外ができることとなっています(法第13条第2項)。

【除外の6要件】

- ① 農用地区域以外に代替すべき土地がないこと
- ② 地域計画の達成に支障を及ぼすおそれがないこと
- ③ 除外により、土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に（ハヌリ）支障をおよぼすおそれがないこと
- ④ 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農地の利用の集積に支障をおよぼすおそれがないこと
- ⑤ 除外により、農用地区域内の土地改良施設の有する機能に支障をおよぼすおそれがないこと
- ⑥ 農業基盤整備完了後8年を経過しているものであること

また、「農業振興地域整備計画全体見直し作業要領」(沖縄県農政経済課)によれば、一般的に次のような農用地区域の除外は避けるべきであるとされています。

1 歯抜け除外

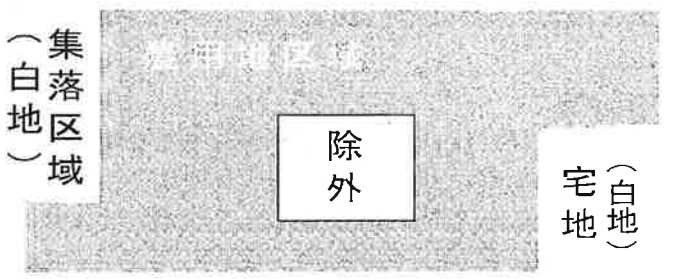
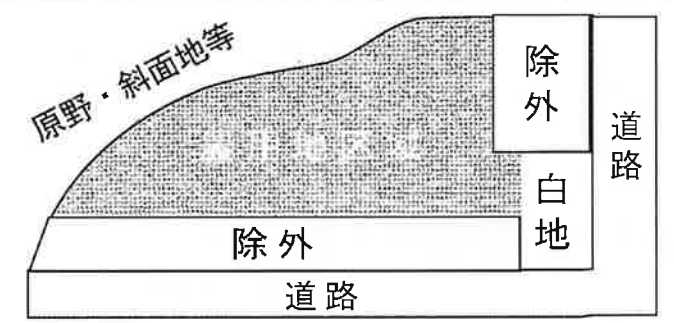
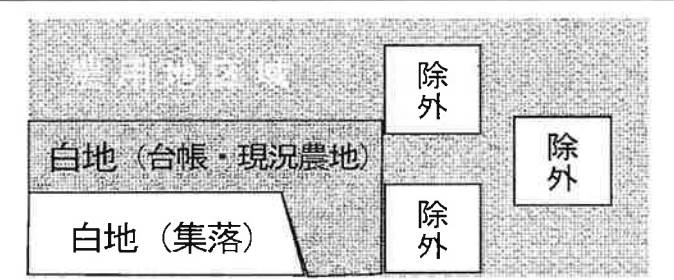
農用地区域の集団性が損なわれることから除外は望ましくない。

農用地区域からの除外は突端部(あるいは角部)から行うことが望ましい。



(うら面へつづく)

(うら面)

2 飛び地除外 農用地区域の集団性が著しく損なわれること及び土地利用の混在化を招き、周辺農用地に影響が懸念されることから、原則として除外はできない。(例外的に公益性の高い点的施設(送電施設、電波塔など)は除外の可能性はある。)	
3 農用地区域の集団性を無視した除外 農用地区域の集団性が著しく損なわれることから原則として除外はできない。	
4 農用地区域が袋地となる除外 農用地区域への進入路が無くなり、営農に支障を来す恐れがあることから原則として除外は同意できない。 農用地区域への進入方法が確保され、かつ農用地区域内の営農者から同意がある場合には検討できる。	
5 混在化を助長する除外 土地利用の混在化を招く農用地区域からの除外は望ましくない。 この場合は白地の集落内の土地それから白地の農地の順に土地利用をすべきである。	
6 土地改良事業等完了地区 土地改良事業等の土地基盤整備事業が実施されたほ場及び受益地については、農業的土地利用を図っていくべきであり、事業完了後8年経過したからといって安易に農用地区域から除外すべきではない。 仮に、土地改良事業等の受益地を他用途に転用せざるを得ない場合には、市町村の土地改良担当課と緊密に調整をしながら、所定の様式を作成し、県の各地域の農林土木事務所及び県(本庁)事業担当課へ予め説明し、意見を聴いておくこと。 7 土地改良事業等計画地区	

■除外後の土地利用について、今後おおむね5年の間をめどに具体的な計画がある方で、農用地区域の除外を希望する地権者の方は、「農用地利用計画変更希望申出書」に必要事項を記入及び資料添付の上、下記受付期間内に、「農林水産課」まで提出してください。(なお、申出を受けても必ず除外できるものではありません)

【受付期間】 令和8年11月2日(月)から令和9年1月29日(金)まで

【受付時間】 9:00~17:00(12:00~13:00を除く)

電話:098-966-1202(直通)(農林水産課 担当:真栄城)